

○藤枝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の利用者負担額を定める規則

平成27年3月31日

規則第18号

改正 平成28年3月28日規則第30号

平成29年3月31日規則第24号

(趣旨)

第1条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づく子どものための教育・保育に関する利用者負担額（以下「利用者負担額」という。）及び藤枝市立保育所（第4条において市立保育所という。）の使用料に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則において特定被監護者等とは、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条の2に規定するものをいう。

2 前項の規定するほか、この規則において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(利用者負担額)

第3条 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項第1号から第3号までに規定する支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額は、別表第1及び別表第2に定める額とする。

(使用料)

第4条 市立保育所の使用料については、前条の規定を準用する。

2 市長は、市立保育所の開所時間内において、延長保育（子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条の規定により認定された保育必要量に係る時間を超えて行う保育をいう。）を利用する者の保護者等から、別表第3に定める延長保育料を徴収する。ただし、前項の規定による使用料の金額とその月の延長保育料の合計額が、藤枝市立保育所条例（昭和41年藤枝市条例第7号）第3条に規定する使用料の上限額を超過するときは、上限額を超過する部分に相当する額の延長保育料は徴収しない。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年 3 月28日規則第30号）

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 3 月31日規則第24号）

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

法第19条第 1 項第 1 号の認定を受けた小学校就学前子どもの利用者負担額

（単位：円）

各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）
階層	定義	
A	生活保護法（昭和25年法律144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0
B1	市民税非課税世帯 母子世帯、父子世帯又は在宅障害児（者）のいる世帯	0
B2	上記以外の世帯	2,600 0 0
C1	市民税均等割世帯 母子世帯、父子世帯又は在宅障害児（者）のいる世帯	0 0 0
C2	上記以外の世帯	3,000 0 0
C3	市民税所得割額77,100円以下の世帯 母子世帯、父子世帯又は在宅障害児（者）のいる世帯	3,000 0 0
C4	上記以外の世帯	13,000 6,500 0
D1	市民税所得割額141,300円以下の世帯	15,000

		7,500 0
D2	市民税所得割額211,200円以下の世帯	17,000 8,500 0
D3	市民税所得割額211,300円以上の世帯	20,000 10,000 0

備考

- 1 1の世帯から1人の児童が幼稚園又は認定こども園を利用する場合は、該当する項の上段の利用者負担額とする。
- 2 1の世帯から2人以上の児童が同時に幼稚園又は認定こども園を利用する場合において、上段の金額にあつては当該世帯の最年長児童の利用者負担額と、中段の金額にあつては第2子に係る利用者負担額と、下段の金額にあつては第3子以降の児童に係る利用者負担額とする。
- 3 1の世帯から1人以上の児童が幼稚園又は認定こども園を利用する場合において、その世帯に小学校1年生から3年生までの児童がいる場合は、それらの児童を含めて上記2の利用者負担額とする。
- 4 B2階層からC4階層の世帯にあつては、最年長者から第1子、次を第2子、その次を第3子として数え、第1子を上段の金額とし、第2子は中段の金額とし、第3子以降は下段の金額とする。

別表第2（第3条関係）

法第19条第1項第2号及び第3号の認定を受けた小学校就学前子どもの利用者負担額

(単位：円)

各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）			
		1日の保育時間が8時間未満の場合		1日の保育時間が8時間以上11時間未満の場合	
		3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児
A	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む。)及び中国	0	0	0	0

		残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯				
B1	市民税非課税世帯	母子世帯、父子世帯又は在宅障害児(者)のいる世帯	0	0	0	0
B2		上記以外の世帯	5,800 0 0	4,900 0 0	6,000 0 0	5,000 0 0
C1	市民税均等割世帯	母子世帯、父子世帯又は在宅障害児(者)のいる世帯	5,800 0 0	4,900 0 0	6,000 0 0	5,000 0 0
C2		上記以外の世帯	11,700 5,800 0	10,800 5,400 0	12,000 6,000 0	11,000 5,500 0
C3	市民税所得割額48,600円未満の世帯	母子世帯、父子世帯又は在宅障害児(者)のいる世帯	6,800 0 0	5,800 0 0	7,000 0 0	6,000 0 0
C4		上記以外の世帯	15,700 7,800 0	14,700 7,300 0	16,000 8,000 0	15,000 7,500 0
C5	市民税所得割額57,700円未満の世帯	母子世帯、父子世帯又は在宅障害児(者)のいる世帯	6,800 0 0	5,800 0 0	7,000 0 0	6,000 0 0
C6		上記以外の世帯	20,600	19,600	21,000	20,000

	帯	10,300 0	9,800 0	10,500 0	10,000 0
D1	市民税所得割額69,000円未満 の世帯	23,500 11,700 0	22,600 11,300 0	24,000 12,000 0	23,000 11,500 0
D2	市民税所得割額79,500円未満 の世帯	25,500 12,700 0	24,500 12,200 0	26,000 13,000 0	25,000 12,500 0
D3	市民税所得割額97,000円未満 の世帯	28,500 14,200 0	24,500 12,200 0	29,000 14,500 0	25,000 12,500 0
D4	市民税所得割額115,200円未満 の世帯	31,400 15,700 0	27,500 13,700 0	32,000 16,000 0	28,000 14,000 0
D5	市民税所得割額133,500円未満 の世帯	35,300 17,600 0	27,500 13,700 0	36,000 18,000 0	28,000 14,000 0
D6	市民税所得割額153,400円未満 の世帯	38,300 19,100 0	27,500 13,700 0	39,000 19,500 0	28,000 14,000 0
D7	市民税所得割額169,000円未満 の世帯	41,200 20,600 0	27,500 13,700 0	42,000 21,000 0	28,000 14,000 0
D8	市民税所得割額180,500円未満 の世帯	44,200 22,100 0	28,500 14,200 0	45,000 22,500 0	29,000 14,500 0
D9	市民税所得割額200,000円未満 の世帯	47,100 23,500 0	28,500 14,200 0	48,000 24,000 0	29,000 14,500 0
D10	市民税所得割額239,000円未満 の世帯	49,100 24,500	28,500 14,200	50,000 25,000	29,000 14,500

		0	0	0	0
D11	市民税所得割額301,000円未満 の世帯	54,000 27,000 0	29,400 14,700 0	55,000 27,500 0	30,000 15,000 0
D12	市民税所得割額397,000円未満 の世帯	58,900 29,400 0	30,400 15,200 0	60,000 30,000 0	31,000 15,500 0
D13	市民税所得割額397,000円以上 の世帯	70,700 35,300 0	39,300 19,600 0	72,000 36,000 0	40,000 20,000 0

備考

- 1 1の世帯から1人の児童が保育所を使用する場合は、該当する項の上段の利用者負担額とする。
- 2 1の世帯から2人以上の児童が同時に保育所を使用する場合において、上段の金額にあつては当該世帯の最年長児に係る利用者負担額と、中段の金額にあつては第2子に係る利用者負担額と、下段の金額にあつては第3子以降の児童に係る利用者負担額とする。
- 3 1の世帯から1人以上の児童が保育所を使用する場合であつて、その世帯に次の施設を利用している児童がいるときは、当該施設を利用している児童は、その世帯において保育所を使用している他の児童と同時に保育所を使用しているものとみなす。
 - ・ 幼稚園
 - ・ 認定こども園
 - ・ 特別支援学校幼稚部
 - ・ 情緒障害児短期治療施設通所部
 - ・ 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達のための施設又は同条第3項に規定する医療型児童発達支援
 - ・ 特定地域型保育事業所
- 4 D1階層及びD2階層（市民税所得割額が77,101円未満の場合に限る。）に該当する世帯のうち、母子世帯、父子世帯又は在宅障害児（者）のいる世帯にあつては、支給認定保護者と生計を一にする特定被監護者等のうち最年長者から第1子、次の年長者を第2子、次の次を第3子として数えるものとし、C5階層の利用者負担額を適用

する。

- 5 B2階層からC6階層に該当する世帯にあつては、支給認定保護者と生計を一にする特定被監護者等のうち最年長者から第1子、次の年長者を第2子、次の次を第3子として数え、第1子は上段の金額とし、第2子は中段の金額とし、第3子以降は下段の金額とする。

別表第3（第4条関係）

第4条に規定する延長保育基準額表

区分	延長保育料
1時間未満 ただし、30分未満の端数があるときは、切り捨てる。	100円
1時間以上2時間未満	200円
2時間以上3時間未満	300円
3時間以上4時間未満	400円